

いじめ防止基本方針

令和5年4月
津島市立南小学校

1 はじめに

いじめは、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるとともに、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

これらの基本的な考えを基に、学校全体として組織的に対応することが何より必要である。特に全教職員が日頃からささいな兆候を見逃すことのないように、常に児童の様子に気を配り、いじめの早期発見・早期対応に努めなくてはならない。

本校においては、児童をいじめに向かわせないように人権尊重の精神を基盤において、児童一人一人の能力や違いを認め合い、その個性を伸長させる中で、成就感や学ぶことの楽しさを体感できる学校、学級づくりに取り組んでいく。

(1) いじめの定義

児童生徒と一定の人間関係※1のある他の児童生徒が行う心理的・物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

＜平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法第2条 以下「法」とする＞

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うことが必要である。この際、いじめには多用な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

また、いじめの認知については、特定の教職員によることなく、法第22条の「いじめ不登校対策委員会」を活用し、組織的に判断することとする。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要である。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目しいじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 基本的な認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識する。

- ・ 「弱いものをいじめることは人として許されない」という認識をもつこと。
- ・ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと、いじめている側の子どもの生育背景にも十分に目を向けること、また傍観者の子どもへの指導も怠らないこと。
- ・ いじめ問題は、学校の姿勢や取組、教師の子どもへの指導の在り方を問われる問題であること。
- ・ いじめ問題には、「未然防止」・「早期発見」・「早期解決」を心がけること。
- ・ 学校・家庭・教育関係諸機関・地域社会等のそれぞれが役割を果たし、連携し合うことが肝要であること。

2 学校の使命

いじめのささいな兆候や懸念、児童、保護者からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任（学級担任）、保健主事、生徒指導主任、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラーで「いじめ不登校対策委員会」を設置し、起きてからの対処にとどまらず原因究明、未然防止に努める。

（1）「いじめ不登校対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 毎月1回全職員でいじめ・不登校に関する情報交換を行い、全職員で児童を見守る体制を構築する。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

（2）適切な教育指導

ア 全ての子どもへの指導

- ・ 全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識やいじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を子どもにもたせる。
- ・ いじめられる子どもやいじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている子どもを徹底して守り通すということを、教職員が態度で示す。
- ・ いじめを受けている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩んだりせず、周囲の人に必ず相談するようにすることや自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないことを伝える。
- ・ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、生きることの素晴らしさや喜びについて体得させる。
- ・ 道徳教育の充実を図る。また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- ・ 学級活動や児童生徒会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むようにする。

イ いじめる児童への指導・措置

- ・ いじめを行った子どもに対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。

- ・ 暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う子どもについては、警察との連携を図る。

4 いじめの未然防止のために

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育に関する教職員の指導力向上を図る。

(2) いじめが生まれる背景と指導上の注意点

教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童がかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童や国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

5 いじめの早期発見のために

(1) いじめを早期発見する手立て

ア 日常の生活から

- ・ 登校後、授業中、休み時間、給食中、清掃中などで、気になる様子に目を配る。

イ アンケート調査から

- ・ 「学校生活アンケート」を年2回実施する。

※ 「学校生活アンケート」の記録・調査用紙等は、原則として3年間保存する。

(実施年度を含む)また、個別の重大事態の調査に係る記録(アンケート、個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等)については、少なくとも9年間保存する。また、これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこととする。被害児童・保護者からの保存年限を改めて設定することも考えられる。

ウ 教育相談から

- ・ 年3回定期的に実施したり、アンケートをもとにして随時実施したりする。
- ・ スクールカウンセラーと連携し、情報収集に努める。

エ 保護者や地域からの情報提供から

- ・ いじめ問題に対する学校の方針や取り組みを保護者や家庭に周知しておく。
- ・ 民生児童委員、主任児童委員を含む学校運営協議会委員と教育懇談を実施し、情報を共有する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は、いじめ不登校対策委員会に情報を共有する。当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡する

(3) いじめの認知

いじめの認知に関しては、「自分よりも弱い者に対して一方的」「継続的」などの過去のいじめの定義によって判断したり、いじめの定義を限定的に解釈したりすることなく、いじめられた児童の立場に立っていじめを積極的に認知する。

認知したいじめ事案は、「いじめ事案指導進行管理表」に記録し、いじめの解消に至るまでその指導状況を全教職員で共有する。

6 いじめの解決のために

(1) 正確な実態把握・情報収集

- ・ プライバシーに配慮しながら、関係する児童、周囲の児童からいじめの事実を聞き取り、「生徒指導記録」を活用した記録をする。個々に聞き取りをすることを原則とする。(被害者→周囲の児童生徒→加害者の順が望ましい)
- ・ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

(2) いじめを受けた児童生徒への対応

ア 受容・傾聴・共感の立場で

- ・ 「最後まで守ってくれる」という安心感を与え、必ず解決させるという強い意志を表す。仕返しなどの不安感を取り除き、支援の姿勢を示す。
- ・ 子どもの立場に立って理解し、信頼関係をつくり、精神的苦痛を共感的に理解する。
- ・ 悩みを自分だけで、抱え込ませず、必ず親、兄弟、教職員、友達、相談員など誰かに相談することの大切さを十分指導する。また、短絡的な行動をおこさないように、「命の大切さ」や「生きることの素晴らしさ」を教える。
- ・ 活躍の場や機会を多く設定し、自ら進んで取り組める中で認め励ます。

イ 緊急避難としての対応

- ・ 本人及び保護者の同意により、緊急避難として別室での登校等、または一時欠席等の弾力的な対応を行う。

(3) いじめを受けた児童の保護者への対応

ア 保護者の言い分を共感的に受け止める

- ・ 肯定とした態度でいじめ解決に取り組む姿勢で、事実関係を正確に知らせ、保護者の意向や考えを謙虚に聞く。
- ・ 一方で、加害者への一方的な非難にならないように気を配りながら、いじめ解決に向けての取組を理解してもらい、協力を得るようにする。
- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、他のどんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。

イ 学校の方針について理解を求める

- ・ 学校として徹底的に、子どもを守り、支援していくことを伝える。
- ・ いじめ解決に向けた具体的な手立てを提示し理解を求め、進捗状況を伝える。

ウ 家庭との連携

- ・ 学校での生活の様子を、家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行う等、継続的に保護者と連携を図る。
- ・ 家庭においても児童の様子に十分注意をしてもらい、小さな変化についても学校に連絡してもらうように協力を求める。
- ・ 保護者からも「命の大切さ」について一緒に考える大切さを伝える。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安

にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある

(4) いじめた児童への対応

ア 指導の基本

- ・ いじめは絶対許されない行為であるという認識に立って毅然とした指導で臨むが、いじめを行った背景にも留意しつつ指導に当たる。
- ・ 自分の行為を内省させ、これから自分の言動を考えさせる。

イ 事実の確認

- ・ いじめられた児童の聞き取りをもとに、いじめた児童の立場や思いも汲み取りながら事実確認を行う。

ウ 指導の留意点

- ・ いじめを許されない行為であると理解させ、自分が加害者であるということを自覚させる。
- ・ いじめに至った心情等を振り返させ、今後の言動について考えさせる。
- ・ 指導後も、心の成長となるような関わりを続けていく。

(5) いじめた児童の保護者への対応

いじめた児童の保護者の立場や思いを汲み取りながら事実を経過とともに伝える。家庭での言動等を聞き取りながら、いじめを行った背景をともに考え、保護者とともにこれからの成長を見守り励ましていけるよう連携する。

(6) 周囲の児童生徒への指導

ア 指導の基本

- ・ いじめ問題は、学級や学年などの集団全体の問題として対応する。

イ 事実確認

- ・ いじめの事実を話すことは、人権と命を守る正義の行為であることを伝える。

ウ 指導の留意点

- ・ 周りにいる者も、いじめている者への暗黙の是認となり、いじめられている者にとって、その行為を強化する働きをしていることを理解させる。
- ・ 学級活動や道徳の時間で、いじめに関わる様々な立場の者の心の苦しさについて考える機会をもつ。

7 インターネット上のいじめについて

(1) インターネット上のいじめを未然防止する指導

ア 児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

イ インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを

指導する。

ウ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

エ 自画撮り被害等に遭わないよう、ネット上の危険やリスクを指導する。

(2) インターネット上のいじめの対応

ア 内容の把握

- ・ インターネット上の名誉毀損やプライバシーの侵害等、不適切な書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認し、書き込みのあったサイトのURLを控えたり、書き込みをプリントアウトしたりして記録する。

イ 削除依頼や相談

- ・ 上記①の場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。必要に応じて地方法務局の協力を求める。
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

8 重大事態の対処について

(1) 重大事態 「いじめ防止対策推進法第28条第1項」

- いじめにより当該学校に在籍する児童等のa.生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等がb.相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

a 生命、心身又は財産に重大な被害

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

b 相当の期間学校を欠席

- ・ 年間30日程度の欠席があった場合

※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

※ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態への対応

重大事態が生じた場合には、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事態の対応フロー図】

